

- 1 日時 令和4年11月4日(金) 13:20~15:00
- 2 会場 静岡県私学協会 5階大会議室
- 3 参加者 教頭等管理職及びそれに準ずる教職員 37名
- 4 研修内容 講演 演題 「学校の危機管理について」
講師 九段富士見法律事務所 弁護士 堀切忠和 氏
〈講師略歴〉
日本大学法学部卒 平成15年弁護士登録
日本大学法学部准教授を経て九段富士見法律事務所を開設
現在、広島県私立中高協会加盟校相談弁護士、関東学院スクールロイヤー、
開成学園スクールロイヤー、流山市いじめ対策委員会副会長なども務めている
著書には「いじめ等問題行動及び学校危機管理等の法的対応を学ぶ」、
「教職員のための学校の危機管理とクレーム対応」などがある
- 5 講演記録
〈第1部〉 コロナ禍と学校危機管理
 - 1 コロナ禍前の課題～防災
 - (1) 情報収集担当者の設置～停電・混乱の中での正確な情報収集
災害時、緊急時において、間違った判断を防ぎ、ケースに応じた判断をするために、情報収集担当者を決め、判断の場に最新の情報を提供できる体制を構築しておくことが有効。
 - (2) ハザードマップの確認～動いた方が安全か、動かない方が安全か
ハザードマップの危険地域に学校や家庭がある場合も考えられる。ハザードマップを確認し、危険がある場合は何らかの対策や備えを講じる必要がある。学校に留め置く、帰宅させるの判断、帰宅させる際の安全確保等、学校ができること、保護者ができることを想定し備えや決め事しておくことも必要。
 - (3) 非常用機材の使用方法的確認～思わぬ機能・使えない設備はないか
防災設備や非常用機材は実際に使って、不具合の有無や使用方法を確認しておく。
 - 2 コロナ禍で認識された課題
 - (1) 教材を印刷して授業で使用する際の著作権使用料は免除されるが、オンライン授業の配信では著作権の侵害に当たる場合があり、注意と対応が必要。
 - (2) 文化祭、体育祭等のオンライン配信を行う際は、楽曲、劇作、ロゴ等著作者の許諾が必要となる場合があるので注意すること。
 - 3 コロナ禍で生じた問題～人間関係上のトラブルの変化
 - (1) コロナ禍でメンタルが不安定になっている生徒及び保護者もいる。教員が親身に相談に対応しているうちに、過度にもたれ掛るケースもあり、教員のストレスとなる。このような場合、本人が距離を置くことは難しいので、学年主任や管理職等が気を配る必要が

ある。

- (2) 教職員同士についても、変化や制限によりメンタルが弱っているので、従来であれば問題にならないような訴えにも早めに相談に乗ることが大事となる。

〈第2部〉いじめ防止対策推進法に関連する対応

1 いじめの定義に関する理解

いじめ防止対策推進法における用語の「いじめ」と社会通念上の「いじめ」を理解する必要がある。学校は集団生活であり、教育活動において「心理的又は物理的な影響」は発生しうるため、正当な行為でも個人の受け止めで“いじめ”の定義に当てはまることがある。

推進法の定義は、「いじめ」の早期発見、早期対応のために定義の網を広げたと理解し、学校の基本方針は、軽微な訴えから重大事態に発展しかねないものまで全てに対応できるものとしておく必要がある。共通の施策は、きっちり調べてしっかり対応すること。

2 校務分掌といじめ対策の組織

学校のいじめの防止等の対策のための組織は、新たに専属の組織を作ると、何かが起こった際にその活動実態を問われることになりかねない。推進法施行以前から学校はいじめに対応してきており、生徒指導部が対応しているのであれば平素はそれを組織として、重大な問題が発生した時には、校長の判断でその組織を拡張することも可能。

3 重大事態対応の心構え

あきらかな重大な「いじめ」への対応はもちろん、欠席についても30日になる前から重大事態対応として報告をあげておくことを薦める。報告が後の証拠となり、隠ぺいを疑われないためにも有効。小～中学、中学～高校をまたいで30日に達するケースもあり、付属校の場合は、連続、累積を問わずに欠席の申し送りをする注意も必要。

重大事態対応では、第三者委員会を立ち上げる義務はないが、必要な際には専門家の意見を聞くことができるよう、予め誰を呼ぶのかを決めておくことも必要。

以 上